

国際商事仲裁における迅速手続

中村嘉孝

1. はじめに

商取引に関する約束事であるルールは、基本的に関係当事者のみに限定して適用されるものであるが、商取引のグローバル規模での拡大に比例して、口頭約束、覚書 (memorandum)、合意書 (agreement)、契約書 (contract) などの形式をとりつつ、並行して専門用語の体系化 (ICC の INCOTERMS 等)、特定業界における標準約款 (穀物売買の GAFTA 等) や規則 (信用状統一規則 UCP600、ICC 仲裁規則等) が必要に応じ作成・整備されている。商取引は本質的に私的行為で自己完結的なものであるが、19 世紀以降の商取引の拡大と専門領域の深層化とともに、主権国家という概念の台頭とあわせて国際間の公的ルールが整備されはじめた。その後 20 世紀および 21 世紀においては、商取引があらゆる分野に拡大し、かつその速度が高まる現実において、主権国家内での事象を対象とする法 (縦のルール) と、自主的規律である商取引規則 (横のルール) の相互補完的整合性が求められていることから、国際商取引実務の面から合理的な手続基準の標準化構築が重要となると思われる。

本稿においては、国際商取引の実務において近年、重要な役割を果たしつつある国際商事仲裁における迅速手続 (expedited or fast-track procedure)¹ について考察する。商事仲裁自体は長い歴史があり、第 4 章において触れるが、迅速手続が仲裁規則で明示的に規定されはじめたのは、比較的最近である。その代表的なものとして、2017 年 ICC 仲裁規則がある。当規則では主として旧版である 2012 年版からの重要な修正点として、減額された費用基準と迅速手続 (an expedited procedure...with a reduced scale of fees) の点が強調されている。

こうした点に着目し、初めに世界 3 大仲裁機関の一つである国際商業会議所国際仲裁裁判所 (International Chamber of Commerce,

¹ Expedited procedure, fast-track procedure などの邦訳として「簡易手続」などがあるが、本稿では「迅速手続」とする。

International Court of Arbitration; ICC ICA) における近年の現状を簡潔に紹介し、今後国際商取引における紛争処理制度の迅速手続の重要性を導いていく。そして2017年ICC仲裁規則(以下「ICC仲裁規則」)の迅速手続規定の条文を中心に検討し、それを一つの基準として他の迅速手続規定とを比較考察する。具体的には、シンガポールのSIAC、マレーシアのAIAC、スウェーデンのSCC、を順次みていきたい。さらに仲裁の本質を理解するため、その源流となる仲裁発生当時の状況の一端を理解することにより、商取引紛争の解決において迅速性は最も重要な要因であることを示していきたい。本稿の結論は次の通りである。

国際商取引における紛争解決手段として、縦軸に主権国家主体の法制度があり、横軸に特定業界団体の商慣習があり、それぞれが相互補完的に機能することにより、商取引が合理的効率的に行うことができ、特に19世紀以降その精緻性が加速度的に高まりながら現実の商取引に対応してきている。ただ今後21世紀においては、その拡大速度が、対象範囲の拡大と専門性の深化において、対応できない程度に高速・高度となるため、商慣習はその必要性から何とか対応しうるが、法制度は不十分になってしまう。そのため今後は、各仲裁機関における仲裁規則における迅速手続の導入と、並行して仲裁事案の現実的経験を蓄積することにより、その運用や規定改訂を行うことが必要となる。さらに国際商取引紛争におけるより代替的紛争処理制度(ADR)の一つとして、より効率的な「国際商事調停」制度の整備が今後より重要になると思われる。

2. ICC 仲裁裁判所と商事仲裁規則

ICCは現実の国際商取引において中心的な役割を果たしており、その内容は多様であり、また各規則がとても重要な役割を現実に担っている²。国際商事仲裁の分野においても、世界の三大仲裁機関の一つとされる³。これら仲裁機関(arbitral institution)は、各国家の合意により設立さ

² International Chamber of Commerce; ICC、国際商業会議所。例えば現実の国際商取引において不可欠な規則である「インコタームズ(Incoterms 2020)」、「信用状統一規則(UCP 600)」などを作成しており、これら規則は各国の主権を超越した存在として、現実の商取引において頻繁に利用されている。詳細は次のサイト参照 <https://iccwbo.org/>。

³ 浜辺陽一郎『現代国際ビジネス法』72頁(日本加除出版、2018年)。その他二つは次の通り。London Court of International Arbitration; LCIA、American Arbitration Association; AAA。LCIAは最も古く1892年、ICAは1923年設立。その他アジアではシンガポールのSIAC、中国のCIETACがある(中村達也『国際商事仲裁入門』175-176頁(中央経済社、2001年))。

れた国際組織 (international organization) ではない⁴。それでは以下、ICA の現状と商事仲裁規則についてみていきたい。

2.1. ICA の取扱状況

2018 年における ICA の取扱状況については、取扱件数 842 件、135 か国、2,282 当事者であり、2018 年に新規申立金額が US\$36 billion、一件の平均金額は US\$45 million という⁵。また当事者の所属国としては、アメリカ 210、フランス 139、ブラジル 117、スペイン 110、ドイツ 95、イタリア 87、英国 69、また近年の台頭国としてアラブ首長国連邦 69、トルコ 62 とされる。アジア諸国は少なく感じられるが、中国は CIETAC へ、東南アジア諸国は SIAC へ、など地域性に理由があると考えられる。ICA では 2018 年は仲裁裁定が 599 件で、2009 年以降は 500 件超の仲裁裁定が出され、2011 年と 2017 年では倍増している。主事務所は、香港、ニューヨーク、サンパウロ、シンガポールの 4 拠点。また増加が顕著な地域の中西部アジア (Central and West Asia) では、当事者数が 2017 年 219 から、2018 年 275、件数も 14.6% の増加という。具体的にはアラブ首長国連邦 69、サウジアラビア 49、カタール 37 であるが、全体における中西部アジアの当事者割合は 12.1% であり、4 大地域でみると北米西洋 31.6%、中南米 14.9%、東南アジア 12.8% に次ぐ規模とされる。また北アフリカでは、件数では 2017 年 40 件から 2018 年 47 件 (17.5% 増)、当事者数で 2017 年 55 から 2018 年 60 と、件数および当事者数ともに増加している⁶。

ICA の状況からみると、中東地域および中南米地域が増加していることから、いわゆる経済的な中堅国が、IT および通信網の拡充により商取引自体が自然と、グローバル規模に拡大している構図がうかがえる。また ICA は西欧中心の傾向があるため、アジア地域の顕著さはさほど感じられないが、アジア地域での国際商取引紛争は、シンガポール SIAC、中国 CIETAC⁷ などアジア地域の仲裁機関の受理件数の増大等からも、地産地消

⁴ 国際仲裁事件について 2010 年申立件数では、LCIA 237 件、AAA 888 件、SIAC 140 件、CIETAC 418 件、とされる (中村達也『国際取引紛争 (第 2 版)』160-161 頁 (成文堂、2016 年))。

⁵ News Paris, 11/06/2019, ICC Arbitration figures reveal new record for awards in 2018, <https://iccwbo.org/media-wall/news-speeches/icc-arbitration-figures-reveal-new-record-cases-awards-2018/>

⁶ Ibid. ICC Rules of Arbitration として、1998 年、2012 年、2017 年と改訂されている。2012 年版の邦訳は、澤田壽夫他編著『マテリアルズ国際取引法 (第 3 版)』251 - 260 頁 (有斐閣、2014 年) 参照。

⁷ China International Economic and Trade Arbitration Commission; CIETAC. www.cietac.org/ 中国国際経済貿易仲裁委員会。中国仲裁法第 10 条に基づき国内向け

ではないが、発生した紛争は当該地域で解決すると傾向があるように感じられる。

2.2 ICA の手続きの効率性と将来の見通し

ICC 仲裁裁判所では、世界的な一流の仲裁機関として、効率的かつ迅速な方法で事件を取り扱うことに努力しており、過去 3 年間にわたり複数の改善をおこなっている。特に仲裁裁定 (final awards) を 6 か月以内に、かつより安価に行うことによりその価値を高め、結果的にそうした努力が、適時かつ効率的な事例管理の実務的運営能力を強化することになる。例外的事情がある場合は別であるが、仲裁裁定が遅れた仲裁人に対しては報酬を下げる、という仕組みを導入して制度強化しており、迅速性へのインセンティブが組み込まれた制度構築がなされている。

これら遅延への対策導入により、遅延率が 2016 年 54% から、2018 年 38% へ、また遅延も 3~6 か月遅延の件数が、2016 年の 52 件から 2018 年 33 件に、7 か月以上の遅延は同年 18 件から同年 6 件へ減少している⁸。これらの通り統計的にも、事例管理の効率的運営を促進していることが、結果として証明されている。

ICC ではこうした最新の結果を歓迎しており、より一層の効率性、多様性、透明性の向上を目指し、現にアジアや北アフリカなどの経済成長著しい地域からの仲裁人の参入が見られる、という。また仲裁人に任命される女性も増え、2015 年 136 人から 2018 年 273 人と倍増しており、また情勢の単独仲裁人 (sole arbitrator) は 2017 年 26% から 2018 年 30%、仲裁廷の長 (president) は 2017 年 31% から 2018 年 32% と増加傾向にある。

このように ICC では、国際商事仲裁の案件自体が、地域的に多様化し女性当事者の増加に比例するよう、効率性 (efficiency)、多様性 (diversity)、透明性 (transparency) を主軸に、改善を目指すという⁹。

それでは次に、迅速手続について、2017 年 ICC 規則についてみていきたい。

仲裁委員会と、中国仲裁法第 7 章 66 条に基づく中国涉外仲裁委員会 (China Chamber of International Commerce) がある。国際商取引では、中国国際商工会議所の CIETAC と、中国国際貿易推進協会の中国海事仲裁委員会 (China Maritime Arbitration Centre; CMAC) があり、全ての国際仲裁はこの二組織に付託される。CIETAC の渉外事案は、2003 年以降、400 件から 600 件の間で推移している (栗田哲郎編著『アジア国際商事仲裁の実務』109-111 頁、LexisNexis、2014 年)。

⁸ Supra note 5, ICC では仲裁判断までの平均所要期間は、2 年 3 か月以上という (栗田哲郎編著、前掲注 7、152 頁)。

⁹ Supra note 5.

2.3 ICC 2017 年 Arbitration Rules の概要

本文は全 42 条、付録 (appendix) は 6 あり、後者の内容は次の通り¹⁰。

- ・ Appendix I Statutes of International Court of Arbitration (条文数 7)
- ・ Appendix II Internal Rules of the International Court of Arbitration (条文数 6)
- ・ Appendix III Arbitration Costs and Fees (条文数 3 と費用手数料表)
- ・ Appendix IV Case Management Techniques (条文数 1)
- ・ Appendix V Emergency Arbitration Rules (条文数 8)
- ・ Appendix VI Expedited Procedure Rules (条文数 5)

また本稿では Mediation (調停) を対象としないが、ICC では紛争処理 (dispute resolution) に対応する制度として、仲裁と調停を合わせて整備しており、調停制度については 2014 年 ICC Mediation Rules に基づき、ICC International Centre for ADR が担い、中立的調停人 (neutral mediator) が、柔軟な手続きで対話交渉による和解 (a negotiated settlement) を目指す制度、という¹¹。商取引当事者の立場からすると、精緻な論理的解釈 (契約書の条文解釈、事実や過失割合の認定など) も重要ではあるが、実務的には未来志向的な妥協的合意 (時間と費用) が効率的で選好される傾向があるため、商取引紛争においては、最初に調停、それがまとまらない場合にのみ仲裁、という方針が合理的であると考えられる。国際商事調停制度については、最後に言及したい。

2.4 Appendix VI- Expedited Procedure Rules の規定

以下、条文ごとに本文を適宜提示しつつ考察する。簡潔には、次の 4 点がある¹²。

¹⁰ 本稿の ICC 条文等の内容は、次の ICC 出版 Booklet による。ICC, *Arbitration Rules Mediation Rules* (ICC Pub. 880 4 English).

¹¹ 国際商取引における紛争解決手段として調停は従来、あまり利用されていなかったが、国連国際商取引委員会 (UNCITRAL) は 1980 年に調停規則「UNCITRAL Conciliation Rules 1980」、2002 年には国際商事調停モデル法「UNCITRAL Model Law on International Commercial Conciliation」を採択している (高桑昭『新版 国際商取引法』365-366 頁 (東信堂、2019 年))。こうした傾向からも、商取引において調停という手段の需要拡大が想定される。UNCITRAL (<https://uncitral.un.org/>) では、CISG に関連する国際訴訟や仲裁等のデータベース CLOUT (Case Law on) が整備され充実している。ここでは各条約やモデル法に関する裁判判決および仲裁裁定の事例検索が可能。

¹² Steven P. Finizio et al., *2017 Revisions To The ICC Rules Of Arbitration And Comparison Of Expedited Procedures Under Other Institutional Rules*, March 6 2017 <http://www.mondaq.com/unitedstates/x/573610/Arbitration+Dispute+Resolution/2017+Revisions+To+The+ICC+Rules+Of+Arbitration+And+Comparison+Of+Expedited+Proced>

- ① 係争額 US\$ 2 百万以下であれば、自動的に迅速手続で進められる (当事者合意により opt out も可能) (Article 30(3)(b))
- ② 仲裁廷は、当事者の仲裁合意の内容に関係なく、単独仲裁人の指定が可能 Appendix VI, Article 2).
- ③ 係争額 US 2 百万超の係争であっても、当事者合意により迅速手続の選択が可能(Article 30(2)(b))
- ④ 仲裁廷から各当事者への照会事項 (terms of reference) に対する返答は、従来の 2 ヶ月から 1 か月以内へと短縮
- ⑤ 当事者の一方からでも要望があった場合、仲裁廷は重要判断の根拠について明示する必要がある

それでは次に Appendix VI の条文を具体的に考察していきたい。

2.4.1 第1条 Application of the Expedited Procedure Rules

第1項で、第30条および付録VIに明示なき場合には原則、迅速手続に基づき進められる、とする。第30条第1項において¹³、仲裁付託の合意がある場合は、仲裁合意内容に反する内容であっても迅速手続が適用される。第30条2項¹⁴においては、付録VI記載の金額以下 (US\$2 百万) の場合 (a)、超えている場合も当事者合意がある場合 (b) という。第2項では、第30条第2項の金額は US\$2 百万とされる。第3項では、第5条による申立書 (Request) に対する被申立人の返答 (Answer) 等を受領次第、各当事者に迅速手続が行われる旨を通知する必要がある、という。第4項では、仲裁裁判所 (ICA) は、一方当事者の要望や仲裁廷の当事者との協議 (consultation) 終了後等いつでも、迅速手続をしない判断ができ、原則同一仲裁廷が当事案を継続して取り扱う、とする。

2.4.2 第2条 Constitution of the Arbitral Tribunal

第1項で、ICA は、たとえ当事者の仲裁合意内容に反していた場合でも、単独仲裁人を指定することができる、とする。第2項では、当事者は

ures+Under+Other+Institutional+Rules/

¹³ Art.30.1 By agreeing to arbitration under the Rules, the parties agree that this Article 30 and the Expedited Procedure Rules set forth in Appendix VI (collectively the “Expedited Procedure Provisions”) shall take precedence over any contrary terms of the arbitration agreement.

¹⁴ Art.30.2 The Expedited Procedure Rules set forth in Appendix VI shall apply if: a) the amount in dispute does not exceed the limit set out in Article (2) of Appendix VI at the time of the communication referred to in Article 1(3) of that Appendix or b) the parties so agree.

事務局指定の期日内に単独仲裁人の指名をすることができ、指名がない場合は ICA が早期に指名するものとする、という。

当該条文の規定により、当事者の事前合意内容にかかわらず、単独仲裁人の指定が可能となる根拠であり、トップダウン式に効率的合理的に管理対応しようという意向が明確に反映されている。

2.4.3 第3条 Proceedings

第1項において、迅速手続による場合、第23条の規定は適応されない、という。第23条の規定は Terms of Reference に関するもので、仲裁廷は事務局 (Secretariat) からの申立書 (file) を受けると作成する必要があり、記載事項として、当事者の連絡先、各当事者の要望事項、争点、賠償見積りなどがある重要な書類で、さらに受領後 30 日以内に当事者の署名を得たものを事務局へ返送しなければならない。

第2項において、仲裁廷が組成されると、原則当事者は新たな申立をすることができず、仲裁廷が必要で適切であると判断し認められた場合のみ可能とされる。

第3項において、第24条(Case Management Conference and Procedural Timetable)に基づき、事案管理会合 (case management conference) を申立書受領後 15 日以内に開催しなければならない、という。同項で ICA は状況に応じ期日延長の可能性も認める、とあるが、かなりの短期間で初回会合を開催するという ICA の意向は強く反映されていると感じられる。

第4項において、仲裁廷はより適切な手続きができるような裁量を持っており、当事者との協議後は書類の追加作成を禁止、提出書類や専門家や証人を含む証拠書類の分量を制限する決定をすることができる、とする。

第5項では、仲裁廷は各当事者との協議後に判断を下す際、聴取 (hearing) や専門家や証人の検証がない状態で、提出された書類にのみ基づき判断することがある、とされる。また聴取が予定されている場合、ビデオ会議 (video conference)、電話その他の手段によりこれを行うことができる、とする。

この第3条の手続き規定の条文から、仲裁廷にかなり権限を与え、かつ期日管理を厳格かつ迅速に実行するよう条文で明示していることが特徴といえる。

2.4.4 第4条 Award

第1項では、仲裁廷は最終的な仲裁裁定の決定を、管理会合 (management conference) 開催日から6か月以内を期限として設定されている。ただし第31条2項の規定¹⁵でその期限を延長することもできるとあり、同条では仲裁廷が必要であると判断した場合、ICAは当該期限を延長することもある、とされる。

第2項では、仲裁廷の報酬は、付録3表で規定された通り、迅速手続に関する費用に従って、固定されるものとする、とされる。

本条文では、仲裁廷が実務的に運営し決定する権限をかなり持つ一方、大枠はICAが、期日や報酬については決定し、個々の事案に応じて期日延長も可能とする、という構造をとっている。費用については固定 (fixed) されており、より迅速に判断するインセンティブがないため、そうした制度の導入も今後検討する必要があると思われる。

2.4.5 第5条 General Rule

本付録で明示的に規定されていない迅速手続に関する項目については、ICAおよび仲裁廷が、ICC仲裁規則及び付録の精神 (spirit) に基づき行動判断するという。

それでは以上のICA 2017年仲裁規則の迅速手続の規定内容を一つの基準として、次章において他機関の商事仲裁における迅速規定について比較考察していきたい。

3. 商事仲裁における Fast Track の比較

3.1 SIAC Expedited Procedure

Singapore International Arbitration Centre¹⁶仲裁規則の迅速手続に関する条項は、その第5条にある¹⁷。その要旨をまとめると次の通り。

¹⁵ Article 31 Time Limit for the Final Award, (2) The Court may extend the time limit pursuant to a reasoned request from the arbitral tribunal or on its own initiative if it decides it is necessary to do so.

¹⁶ Singapore International Arbitration Centre; SIAC. www.siac.org.sg/. アジア地域における国際商事仲裁実務に関する有益なものとして、栗田哲郎編著、前掲注7、がある。当該文献では、資料編に仲裁費用、仲裁規則、仲裁裁判制度のアジアを中心とする比較表が簡潔に掲載されており、2012年で若干時間経過を感じる面もあるが、大変有益である。

¹⁷ SIAC Rules (Arbitration Rules of the Singapore International Arbitration Centre) 6th edition, 1 August 2016. Rule 5 Expedited Procedure. なおSIACの平均期間は、仲裁13.8か月、調停11.7か月であり、迅速手続では6か月以内で完結 (SIAC サイトFAQ no. 15.)。

- ① 係争金額が S\$600 万(約 4 億 7220 万円¹⁸) 以下、当事者の事前合意、例外的な緊急性 (exceptional urgency) がある場合、の三点を満たしていることが前提。
- ② 迅速手続を希望する当事者は、仲裁機関事務局 (registrar) へ申立て、かつ関係書類を相手方へも送付し、仲裁機関からの承諾があればその採択手続きについても相手方へ送付する必要がある。
- ③ SIAC の President が当事者の見解、事案に関連する状況を検討しその適用を決定した場合、仲裁機関事務局は期間制限をでき、原則単独仲裁人とすることができる。また当事者との協議後、証人や専門家の証言が必要に応じて行われる場合もあるが、原則書類のみにより判断され、仲裁廷組成後 6 か月以内に仲裁裁定がなされ、仲裁裁定の理由を簡潔な書式で説明する、という手続きがなされる。
- ④ 両当事者の仲裁合意内容に反する場合であっても、ICC 仲裁迅速手続の規則に従い行われる。
- ⑤ 迅速手続によることが決定された後であっても、仲裁廷がその後の証拠等の入手により迅速手続を行わないことと判断することがあり、その場合でも同一仲裁廷が引き続き担当する。

以上から、ICC と比較すると係争金額の上限が高く設定されている。また書類のみの審議を中心とするが、状況により専門家や証人のヒアリングも行われる可能性がある。また 6 か月以内の仲裁裁定を明示されており、一方審議途中により新しい証拠等により、通常手続きが好ましいと判断した場合、迅速手続を取りやめるなど、個々の具体的状況により柔軟な対応が可能となる規定となっている。

仲裁制度の根幹をなすものが仲裁法であり、このモデル法として UNCITRAL 国際商事仲裁に関するモデル法 (UNCITRAL Model Law on International Commercial Arbitration, 1985) が制定され、現実に多くの国が採択している。仲裁裁定の承認・執行については、1958 年外国仲裁判断の承認および執行に関する条約 (Convention for the Execution of Foreign Award, 1958 ; 通称「ニューヨーク条約」) があり、両方ともに多くの国が批准している¹⁹。シンガポールにおいても、UNCITRAL モデル法に準拠した仲裁法 (Arbitration Act, Chapter 10) および国際仲裁法 (International Arbitration Act, Chapter 143A) が規定されており、ニューヨーク条約も 1986 年 8 月 21 日に批准している²⁰。

¹⁸ 2019 年 9 月 15 日外為相場 SGD 1 = 78.70 円 (<https://nikkei225jp.com/fx/>)

¹⁹ 栗田哲郎編著、前掲注 7、98 頁。

²⁰ 同書 100 頁。同書の資料 3 では、アジア各国の仲裁制度の比較表が簡潔にまとめられ

3.2 AIAC Fast-Track

Asian International Arbitration Centre; AIAC²¹は、AIAC Fast Track Arbitration Rules (effective as of 9th March 1918) があり、Part I において迅速手続規則を定め、Part II において費用一覧が定められている。

Part I では Rules が 28 項目あり、Part II では、国際仲裁と国内仲裁の 2 種類があり、係争金額ごとに明確な計算式が提示されている。要点は以下の通り。

- ① 英語版が他言語版より優先され、紛争発生の前後いつでも合意がある場合に、仲裁開始時の最新版の仲裁規則が適用される。
- ② 国際仲裁の場合、2005 年マレーシア仲裁法 (Malaysian Arbitration Act 2005; MAA 2005) 第 41 条、第 42 条、第 43 条および第 46 条は適用されない²²。また MAA 第 7 条 (Waiver of right to object) の異議申し立て (challenge) は 7 日間とし²³、MAA 第 15 条(1)の異議申し立ても 7 日間が期限とされる。
- ③ 当事者は自由に仲裁人の人数を決定することができ、もし決定がない場合には、Director が単独仲裁人と決定する。
- ④ 仲裁人が 3 人の場合、各当事者が仲裁人を選定し、当該仲裁人が第 3 仲裁人を選定し、仲裁廷の長とする。
- ⑤ 仲裁合意の確認書、契約書等、紛争に関する事実要約、求める救済方法の要約、必要な場合の損害賠償の算定書を提出。
- ⑥ 当事者の合意があれば、USD\$75,000 (約 808.2 万円²⁴) 以下であれば書類のみによる (documents-only) 仲裁手続きが可能。
- ⑦ 書類のみによる仲裁を選択しない場合、仲裁廷は事案管理会合 (case management meeting) を招集し、その後の手続き、争点整理等を協議する。
- ⑧ 書類のみ仲裁の場合で事案管理会合を実施しない場合、AIAC は 10

ている (同書 490-495 頁)。

²¹ アジア国際商事仲裁センター ; <https://www.aiac.world/>

²² Laws of Malaysia Act 646, Arbitration Act 2005 (MAA 2005) as at 1 December 2011, <http://www.agc.gov.my/agcportal/uploads/files/Publications/LOM/EN/Act%20646%20-%20Arbitration%20Act%202005.pdf>

MAA 2005, Art.41 Determination of preliminary point of law by court; Art.42 Reference on questions of law; Art.43 Appeal; Art. 46 Extension of time for making award.

²³ MAA 第 7 条「不当な遅延なく (without undue delay)」,

MAA 第 15 条 1 項では「14 日間」。

²⁴ Nikkei 225.jp 1USD=107.76 円 (2019 年 9 月 16 日)。

日以内に当事者に対しその通知を行う。

- ⑨ 当事者又はその代理人の物理的出席 (physical presence) は原則必要とされない。
- ⑩ 十分に合理的な理由 (sufficient cause) のない欠席や不提出に対し、それらなしに仲裁手続を進めていくものとする。
- ⑪ 期日管理につき (Rule 21 Periods of Time)、被申立人 (Respondent) は仲裁開始の通知受領後 10 日以内に返答すること。
- ⑫ 仲裁廷は仲裁開始日の 10 日以内に事案管理会合を招集するか、開始の通知を当事者に通知する。
- ⑬ 申立人 (Claimant) は仲裁開始後 14 日以内に申立書 (statement of claim) を提出し、被申立人は仲裁開始後 28 日以内に答弁書 (statement of defence) を提出し、その他仲裁廷から要望された書類提出は、14 日以内に提出されるものとする。
- ⑭ 仲裁廷は終結日から 90 日以内に仲裁裁定を提出する。
- ⑮ 期日延長 (Rule 22 Extension of Periods of Time) につき、仲裁廷は書類提出の場合 14 日、状況聴取 (oral hearings) 完了の場合 30 日延長できる。
- ⑯ 仲裁廷は仲裁開始後、当該事案に予想される金額から預託金を決定し、両当事者は均等に負担することとする。

以上から AIAC の特徴は、仲裁人を複数選定できること、係争金額が 7 万 5 千米ドル、という点がある。係争金額については、他の仲裁規則と比較して一桁以上低く、それを超える場合は原則、通常の仲裁手続となるため、主としてアジア諸国間の紛争を対象として想定していると考えられる。また書面のみ仲裁手続を選択する場合、物理的出席が必須とされないため、書面等のやり取りを電子メールで行い、必要書類も添付してという方法も可能であるため、当事者の手続的負担はかなり軽減される可能性が高い。

インドネシアの仲裁規則は元来、オランダ民事訴訟法により規定されていたが、1999 年法律 30 号 (Law No. 30 of 1999 Concerning Arbitration and Alternative Dispute Resolution) が制定され、このインドネシア仲裁法が仲裁制度の中核を担っている²⁵、とされる。

²⁵ 栗田哲郎編著、前掲注 7、116 - 118 頁。UNCITRAL モデル法に精神に沿っているものがあるが、異なる条項が多く、アジアにおいて UNCITRAL モデル法を採用していない国として、中国、インドネシア、ベトナム、ミャンマーなどがある (同書 98 頁)。同書資料 2 では、主要仲裁機関の手続き・規則比較表が掲載されており、現時点では若干旧版のものもあるが、実務的には大変有益である (同書 484-489 頁)。

3.3 SCC Expedited Arbitrations

Arbitration Institute of the Stockholm Chamber of Commerce; SCC²⁶ は、2017 Rules for Expedited Arbitrations (In force as of 1 January 2017) を採択している。仲裁規則の本文は、全 52 箇条あり、付録 I Organisation (組織、全 9 条)、付録 II Emergency arbitrator (緊急仲裁人全 10 条)、付録 III Schedule of costs (費用一覧、前 5 条) から構成される。

要旨は次の通り。

- ① SCC では仲裁規則があり、通常の仲裁規則 (Arbitration Rules) と迅速手続規則 (Rules for Expedited Arbitrations) の 2 種類ある (第 1 条)。
- ② 仲裁廷および両当事者は、効率的かつ迅速な方法で (efficient and expeditious manner) 行動するものとする、と大前提の一般原則とする精神が明文で規定されている (第 2 条)。
- ③ 仲裁申立書には、金銭的算定も含む具体的救済案、主張を裏付ける事実と法的根拠、仲裁合意等が記載してあること (第 6 条)。
- ④ 申立時に登録費用 (registration fee) を支払う必要があり (第 7 条)、仲裁の開始時は、SCC が仲裁申し立てを受理した日 (第 8 条)。答弁書 (Answer) では、運営事務局 (Secretariat)²⁷ 設定の期日内に、仲裁合意、申立人の救済に対する意見、被申立人の主張を裏付ける事実と法的根拠、相殺すべき事項等が記載されていること (第 9・10 条)。
- ⑤ 仲裁人選定の以前に SCC は、事案の複雑性、係争金額、その他の状況を考慮し、迅速手続を却要するか否か、また仲裁人を単独もしくは 3 名とするかについて、当事者を招集することがある (第 11 条)。
- ⑥ SCC が当該紛争に関して明確に管轄権を有していない場合、第 51 条に基づく着手金 (advance on costs) が支払われていない場合は却下 (第 13 条) される。また当事者が追加される場合もあり (第 14 条)、一つの仲裁事案に関連する複数の契約を取り扱う場 (第 15 条) 合や、他の事案と統合する場合 (第 16 条) もある。
- ⑦ 仲裁は単独仲裁人 (a sole Arbitrator) で行われるものとする (第 17 条)。

²⁶ ストックホルム商業会議所仲裁機関 <https://sccinstitute.com/>

²⁷ Appendix I Organisation 第 8 条の内容に鑑み当該訳語を当てる。

- ⑧ 仲裁人は両当事者が協議して、仲裁手続きや仲裁人を決定するが、合意期間を決められない場合は運営理事会 (the Board)²⁸が合意期間を決定し、10 日以内に仲裁人を決定しない場合は、理事会が指名する (第 18 条)。また当事者が異なる国籍である場合、これらと異なった国籍の仲裁人を任命する (第 18 条)。
- ⑨ 仲裁人は公平で独立性を持ち、当事者は仲裁人への忌避申立 (challenge) は、当該根拠となる事実を知った日から 15 日以内に行い、運営理事会が最終的に判断する。仲裁業務につき、仲裁人は常時 (at all times) 迅速手続の本質 (expedited nature of the proceedings) を配慮した効率的かつ迅速な方法で行われるものとする (第 24 条)。また仲裁人は当事者の同意のもと、事務管理を担当する管理事務員 (administrative secretary) を必要に応じて任命し、その費用負担は仲裁人への費用から捻出される (第 25 条)。
- ⑩ 仲裁人は当事者が同意した準拠法に基づき当該紛争の実体審査 (merits) を行い、当該準拠法は実体法 (substantive law) のみ該当し、当該国の抵触法 (conflict laws) には該当しない (第 28 条)。
- ⑪ 仲裁人が任命された後、仲裁人は事案管理会合 (a case management conference) を両当事者と開催し、手続きの効率性と迅速性を高める手続きを選択し、特に仲裁人への委託後 7 日以内に、最終的な仲裁裁定の日を含む期日管理表 (timetable) を作成しなければならない。この期日管理表は、修正も可能であるが、それらを当事者と運営事務局に送付する必要がある (第 29 条)。
- ⑫ 仲裁人は、強制力を持って書面提出を依頼でき、返答は簡潔かつ 15 営業日以内に行われ (第 30 条)、専門家や証人の証拠は署名入りの宣誓証書 (testimony) の提出を優先し (第 34 条)、聴取 (hearing) は当事者の要望があるときのみ、仲裁人がそれを必須と判断した場合にのみ行われる (第 33 条)。
- ⑬ 仲裁人は当事者の要望により、暫定措置 (interim measures) をとることができる (第 38 条)。
- ⑭ 当事者は略式手続 (summary procedure) により、仲裁人の事実および法律判断を確認することができる。
- ⑮ 仲裁の最終裁定は、仲裁人に委託された日から 3 か月以内に行われるものとする (第 43 条)。
- ⑯ 仲裁費用は、仲裁人への報酬、管理費、仲裁人および SCC の経費の

²⁸ Appendix I Organisation 第 1 条から第 6 条の内容に鑑み当該訳語を当てる。

3 種類から構成され、仲裁人は当事者への負担割合を決定する（第49条）。

- ⑰ 登録費用 (registration fee) は、EUR2,500 (約 29.85 万円、1€=119.04 円²⁹) 仲裁人への報酬や、SCC 管理費用は付録Ⅲ Schedule of Costs の通り。

以上をみると、仲裁人は一人が原則であるが、複数人の選択も可能とされる。書類ベースの審査判断が中心であるが、直接の聴取も制度的にも可能であり、個々の状況に応じて柔軟な手続きが可能となっている。ただ迅速手続の根幹として、その精神が最初にあり、その後も書類の返送や日程管理表の作成やその提出期限も、事務的に運営事務局が機械的に日数制限を条文で規定している。SCC の運営理事会 (Directors) が主体的に制度を運営決定し、その事務は運営事務局 (Secretariat)、仲裁実務は仲裁人が、必要に応じて管理事務員 (administrative secretary) の補佐を受けながら効率的に行う、という体制で、責任主体が明確で期日も明文で規定されているので、かなり整備された制度であるといえるだろう。

3.4 迅速手続 (Fast-Track, Expedited Procedure) の近年の要旨

迅速手続については、その明確な定義はないとされるが、ある程度の共通する項目はある。その重要な項目の最筆頭として、厳格な時間制限 (strict time limit) がある³⁰。迅速手続では、ほぼ全ての仲裁規則において、条文中に日数が明記され、書類提出の期限等だけでなく、特に仲裁裁定の期日を限定している規則も多い。また提出書類の分量や回数についても、そこまでするのかという程度に細かく、内容の簡潔表記、提出回数や遅延提出などの制限もみられ、基本的に、簡潔で過不足ない完璧に近い書類の提出により、迅速化が実現されているといえる。

さらに重要なことは、最新の通信手段の積極的な導入が必要不可欠であり、現実に変大大きな役割を果たしていることがある。国際間では商慣習や法制度が各国家や地域により異なることは当然であるが、そうした際の調整のための交渉する現実においては、空間的距離や時差が大きなコスト要因となる。従来の物理的交渉や紙ベースの郵便制度によるコミュニケーションと比較して、IT 技術の高度化やインターネット網の拡大など、当事者間の通信にかかわるコミュニケーションコストの減少という、無限の

²⁹ Nikkei 225, 2019 年 9 月 17 日 9 時。

³⁰ Irene Welser・Christian Klausegger, Fast Track Arbitration:

Just fast or something different?

http://www.chsh.com/fileadmin/docs/publications/Welser/Beitrag_Welser_2009.pdf

貢献をもたらしている。

これは単に通信手段としてだけではなく、その証拠性、時系列性、電子データのファイリング管理、操作性、ネット会議や聴取など、手続き全般に無限の効率性向上をもたらしている。まさに通信手段の高速化が、仲裁手続きにおける迅速化にも直結しているといえる。これらをまとめると、次のようにまとめることができる³¹。

- ① 単独仲裁人 (one arbitrator)
- ② 提出書類の数量限定
- ③ 書類提出の時間制限
- ④ 提出書類の範囲限定
- ⑤ 聴取をしない可能性の明示
- ⑥ 仲裁人が理由を付さず仲裁裁定を出す可能性の明示
- ⑦ 仲裁人に仲裁裁定までの短期間の設定

それでは次章において、その源流を簡潔に辿りながら、今後の国際商事仲裁について考察していきたい。

4. 国際商事仲裁の今後

4.1 迅速手続の嚆矢

迅速手続につき、国際商仲裁において初めての事例として、1991年10月21日に仲裁申立がなされ、1992年1月7日に仲裁裁定がされたICCの仲裁事案がある³²。国際商取引の紛争解決手段としては、大きく訴訟、仲裁、調停、和解があり、それぞれ具体的状況に応じて適切に利用すべき制度であり、一長一短がある³³。仲裁制度は元来、訴訟による解決と比較して迅速かつ安価にできるという利点から発生したものであり³⁴、近年においてその仲裁制度内に迅速手続が新たに設定されているという現実は、

³¹ Jakob Ragnwaldh, Need for speed: fast track arbitration, <https://www.cdr-news.com/categories/arbitration-and-adr/need-for-speed-fast-track-arbitration>

³² 大隈一武『国際商事仲裁の理論と実務』170頁(中央経済社、1995年)。この迅速手続の表現についても、hostile tender offer, chocolate thunder, slam dunk, lightning fastなどがあつた(International Chamber of Commerce, *ICC International Court of Arbitration Bulletin*, vol. 3, at 2 (1991))。

³³ 浜辺陽一郎、前掲注3、67-79頁；「国際商事仲裁システム高度化研究会1992年度報告書-商事仲裁の新たな発展に向けて-」『JCAジャーナル』第40巻7号・通巻430号12-16頁(社団法人国際商事仲裁協会、1993年6月21日)。

³⁴ 民事訴訟との比較的考察は、久保田隆『国際取引法講義(第2版)』207-238頁(中央経済社、2019年)参照。国際商事仲裁の簡潔な各学説については、大塚章男『事例で解く国際取引訴訟(第2版)』387-400頁(日本評論社、2018年)参照。

こうした仲裁の訴訟に対する優位性が失われつつある現状が背景に考えられる。それではそもそも仲裁とはどのようなものかその源流を簡潔に遡って確認していきたい。

4.2 国際商事仲裁の本質

商事仲裁の本質は、縦・横二本の糸によって説明できる、という³⁵。大変興味深い内容であるため以下、簡潔に紹介したい。縦糸は、国家と商人社会の関係であり、横糸は、商法と仲裁の関係である、という。欧州中世において商法は、*lex mercatoria* として普遍的な商慣習法と考えられていたが、近代国家の確立により、この商慣習法は各国の民・商法典³⁶やモンローに国家法の一部として吸収された。その後 20 世紀後半から 21 世紀にかけての国際商取引の進展により、再び *new lex mercatoria* となりつつある、という。

同族、友人、血縁的地縁のないいわゆるゲマインシャフト *gemeinschaft* 的關係においては、特定集団の構成員であるという意識は、国家の構成員であるという意識よりも、強い場合がある³⁷。例えば特定の宗教的戒律や律法、少数民族や特殊組織・団体などの行動規範は、明文化されているもの以外にも、暗黙の先例や慣習がより強力に作用すると想定される。中世において、欧州の各地に定期市 (fair) があり、より発展した「重要物資交易市 (staple marcher)」を拠点として世界的な商人の連帯により、主権国家法とは全く関係なく、彼ら自身でルールを作成し、管理運営されていた³⁸。それは *lex mercatoria* とされ、王や特定主権による法 *jus mercatoria* とは区別され、実際にも欧州に普遍的な慣習であり、現在においても、各種商人団体、取引所、同業者協会が自ら標準約款や契約書式を作成し、自ら私的仲裁をもつ、という潮流においてもみられる。そのため、国際民事訴訟、国際私法などの特定国の国内法の適用は、論理的矛盾であるとさえいえる、という³⁹。国家法といってもグローバル規模に統一された価値観に基づく法体系が整備されているわけではなく、社会主義国や宗教的戒律に基づく国家もあり、ゲマインシャフト的世界のルールを、

³⁵ 喜多川篤典『国際商事仲裁の研究』72 頁(東京大学出版会、1978 年)。

³⁶ 民法 *droit civil* とは元来 local な法を national なものにする (civilize) ということであり、商法も *droit civil commercial* であることから、民商法と統合して解釈されるべきものである、という(同書 73 頁脚注 2)。

³⁷ 同書 74 頁。テンニエス『ゲマインシャフトとゲゼルシャフト 純粋社会学の基本概念(上・下)』(岩波文庫、1957 年) 参照。

³⁸ 喜多川篤典、前掲注 35、74 頁。

³⁹ 同書 75 頁。

国家法経由で解決する制度は、より複雑で非生産的になる可能性が高い。そのため、従来から国際間における商取引紛争は、国際商事仲裁が選好されてきた現実からも説明できるであろう。

4.3 仲裁の源流

当時の定期市における紛争は、事案ごとに law merchant を基準としつつ equitable な解決を迅速に行うことにあった、という⁴⁰。そのため現在の裁判で重視される法的安定性、先例の尊重、判決に理由を付すこと、記録に残す等は、仲裁では想定されておらず、事実、記録も殆ど残っていない。それら商取引の迅速性を理由とするもの以外にも、仲裁裁定の理論的根拠の明示に反対する意見として、法的訓練を受けていない専門家が、当事者合意を即決で得るための根拠明示は、むしろ仲裁の権威を下げることになる、との懸念があった、という⁴¹。

当時の状況としては、世界各国の商人が、各地域の珍しい貴重な産物をもって定期市や海港に参集しつつ、潮の干潮や天候に左右される海運状況の中、短期間に判断を下し、売買取引を完了させるためには、各種商取引知識とともに、迅速性が至上命題であったと想像される。この「商取引における迅速性」については、過去から現在および将来にわたって変わらない重要な要因であると考ええる。

4.4 おわりに

商事仲裁の源流に遡ってみると、当時の状況の一端から本質がみえてきたように感じる。「迅速性」である。ただし当該判断を下し運営する組織や、その手続きの運営主体に対する当事者の全面的信頼が大前提にあることが重要である。訴訟のように審議手続きにおいて、緻密に、かつ高い論理整合性をめざし、先例から逸脱することなく、という方針を重視すれば、いわゆる「仲裁の訴訟手続化」が進行し、手続きの瑕疵は減少するが、結果として仲裁の優位性である「迅速性」が弱まり、近年導入がみられる、ある意味自己矛盾的な「商事仲裁における迅速手続」が制度として整備され導入されることになるのだろう。

商取引は私的行為であり、条約法律は公的行為であり、前者は実質がより重視され、後者は手続きがより重視される傾向にある。そのため本質的に、両者の本質的価値の重心は異なるため、その整合性を高めつつも妥協

⁴⁰ 同書 76 頁。

⁴¹ 同書。

の側面が否めない。例えば家電製品の購入の際、契約書や関連する説明書や保証書を事前に読んで理解して契約する人や、契約後も配布された契約書や説明書を全文読了しない現実からも、契約書等を読むコスト（投入時間や労力）と比較して、費用対効果が低いからであり、商取引においても、国内又は国際関係なく、同様であると考え。新しい技術製品の内容を半解するだけでもかなり困難で、本質的に人間が商取引の進歩に十分に対応できないことがある。関連する規則の作成や整備は、今後社会の進歩速度の増加がより加速するにつれて、従来型の制度設計の延長で考えると、必ず遅延しまう。

そのため今後は商取引紛争の解決制度においては、迅速手続が標準となると考える。現実の国際商取引の紛争トラブルにおいては、従来から国際民事訴訟手続ではなく、国際商事仲裁手続が選好される傾向がある。ただし 1990 年代の IT 化やネット拡大による商取引の爆発的増加から、いわゆる「仲裁の訴訟手続化」が進行し、仲裁の優位性が揺らぎ始めたことから、調停や仲裁の迅速手続が世界中の各仲裁規則において導入が拡大しているといえる。

既存の商取引領域では「人が主体的に技術を効率化のために利用」から、「予め構築された AI の範囲内で効率的に人が判断する」になるとパラダイムが逆転すると筆者は考えている。大げさに言えば、国際商取引の既定状況が逆転し、「人間主体で、技術的な通信等は AI やインターネットを利用」から、「AI やインターネットが商取引プラットフォームを構築・準備し、その範囲内で人間が判断し商取引をする」という時代になると予想する。商事仲裁の利点である非公開性については、ビッグデータとして AI による効率的な集積分析活用する制度が整備されると、AI が過去の蓄積から自動的に仲裁裁定を導くことも可能となる。当該取引に関連する書類や証拠関連データを電子的に当事者が AI 仲裁廷に送付することで、月単位でなく、日・時間単位で結論が出る可能性がある。ただ国際商事仲裁制度の枠内で制度設計すると、新たな制度構築が必要となるが、一方で同様の制度設計において、調停という形式であれば当事者間の合意のみでほぼ完結するため、「国際商事 AI 調停」制度の発足が考えられる。

商事仲裁の源流に遡ってみると、その最大の価値は「迅速化」にあると確信し、中世以降 IT の発展やインターネットの普及により商取引が世界規模で大きく発展している現在でも、また将来的にわたっても、変わらない普遍的価値であると考え。この「迅速性」はコストに反映され、同様に「信頼性」もコストに反映される。商取引は稀少な財サービスを効率的

に提供することによる社会貢献と考えると、費用対効果の効率向上は、社会貢献へも大きくつながる。迅速性を軸に考えると、仲裁の強制的執行力の高さも大きな魅力ではあるが、IT の将来にわたる動向からより効率性を考えると、国際商事調停（mediation）が今後より重要な制度としての可能性があると考えている。商取引の現実的需要が、必要な制度設計を促している現実を考慮しながら、今後は商取引の私的自治の根幹に戻り、世界各国期間における、国際商取引紛争に関する調停規則の比較検討を今後の課題としていきたい。

Keywords: 国際商事仲裁 仲裁の迅速手続 2017 年 ICC 仲裁規則